

東京都 都市再生分科会 運営規則

平成26年10月21日
東京都 都市再生分科会

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都 都市再生分科会（以下「分科会」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(分科会の公表)

第2条 分科会は、原則非公開とし、分科会の終了後、速やかに会議資料を公表するとともに、分科会の議事要旨を作成し、これを公表する。

2 前項の規定にかかわらず、資料の公表が、分科会の事業の推進に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、分科会の決定を経て当該資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

3 本条第1項に規定する議事要旨は、分科会が開催された翌日から起算して3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）以内に公表するよう努めなければならない。

(公表に当たっての留意事項)

第3条 分科会の出席者は、運営規則第2条の規定により公表された範囲を超えて、分科会の内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言についてはこの限りではない。

(公表方法)

第4条 運営規則第2条に規定する資料、議事要旨の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。